平成２５年（フ）第２８８号
神戸市中央区山本通２丁目６番11号　グランドマンションＢ
破産者　地藏　伸子
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５０２号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目19番27号
破産者　小笹　幸元
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１４７号
広島市南区宇品神田５丁目６番16―303号
破産者　加納　幸典
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１号
福岡県久留米市城島町江島332番地
破産者　下津浦秀男
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３５３号
大分市大道町３丁目２番26号　ベルーフ吉田303、申立時の住所大分市金池南２丁目７番７―103号　三和コーポ７
破産者　吉田　信裕
1　決定年月日　平成25年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３９号
北海道旭川市大町１条18丁目134番地の120
破産者　大沼　琢真
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４０号
北海道旭川市大町１条18丁目134番地の120
破産者　大沼美由紀（旧姓射場）
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６号
青森県むつ市大字城ヶ沢字羽立６番地
破産者　繁在家トモ
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
青森県八戸市大字大久保字上町畑33番地32
破産者　庭　　吉長
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
盛岡市箱清水２丁目３番23号、住民票上の住所岩手県八幡平市松尾寄木第12地割10番地
破産者　吉田　知義
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４０号
山形市北山形２丁目６番13号、前住所山形市北山形２丁目１番25―７号
破産者　伊豆田和弘
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２５号
山形県上山市鶴脛町２丁目５番26―17号
破産者　富樫　絵梨
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３８号
仙台市若林区文化町７番14号　文化町アパートＣ棟101
破産者　荘司　敏典
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６３号
金沢市小立野２丁目17番28号　小立野２丁目Ｋ貸家001号、従前の住所金沢市新保本５丁目164番地３
破産者　能瀬　雅子
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５０号
山口県柳井市新庄1587番地２
破産者　大江　　功
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２０号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場字大原1241番地６、住民票上の住所熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1277番地４
破産者　北里喜久雄
1　決定年月日　平成25年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第２４４号
千葉県船橋市夏見台２丁目６番１―101号
破産者　鈴木　智子（旧姓台場）
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７１３号
千葉市花見川区花見川９番９棟508号
破産者　吉野　元樹（旧姓神尾）
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７６５号
千葉県市原市光風台２丁目197番地
破産者　杉本　榮子
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７８８号
千葉市花見川区花見川４番10棟202号
破産者　村上　勇治
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係